

避難所開設・運営 手順書

令和3年4月
稚内市

1. 本手順書について

本手順書は、避難所の開設から避難者の受け入れまでの流れや概ね1日～3日程度の避難所運営を行うために必要な物品、避難所担当職員（避難所従事職員）の役割を明記している。

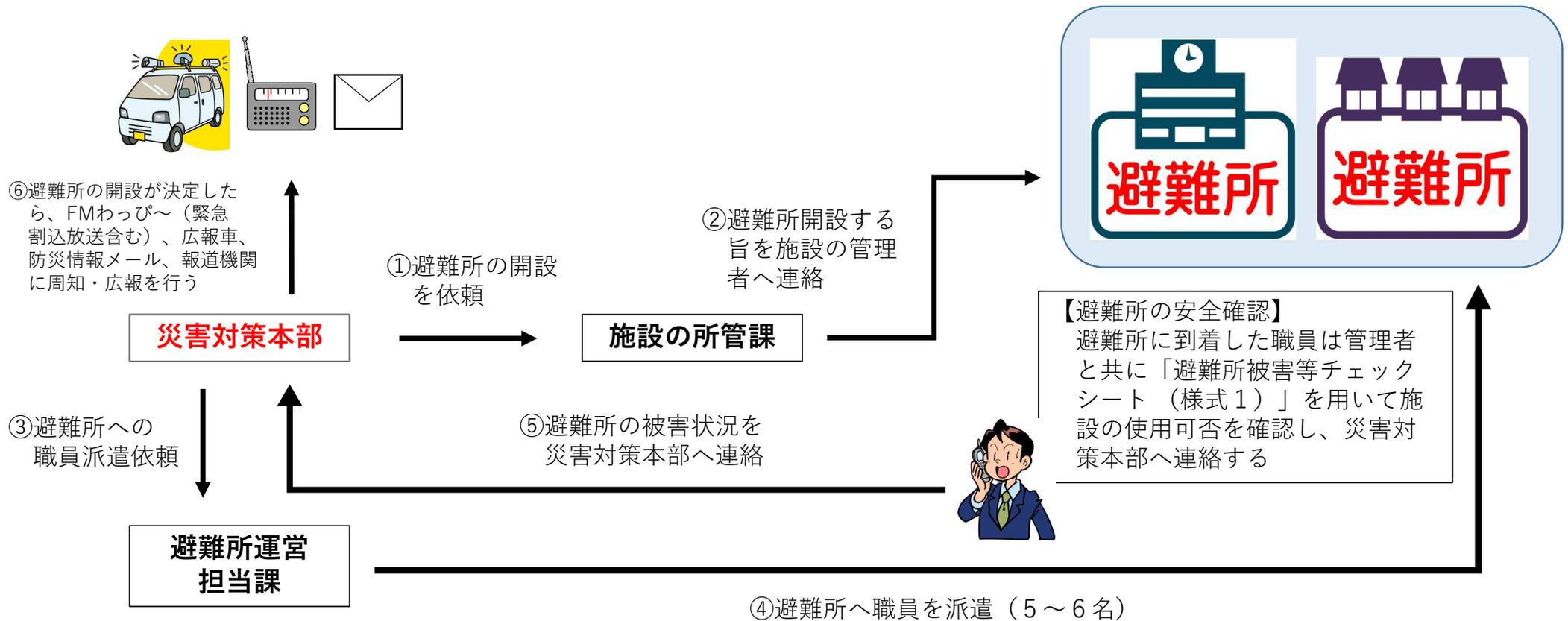
なお、大規模災害により、長期間、避難所を開設しなければならない場合は、本手順書のほか、「避難所運営マニュアル」のII-5（避難所長期化が見込まれる場合の対応）以降を参照すること。

<本手順書の構成>

- ① 避難所の開設 ～ 避難所開設までの流れ、避難者受け入れレイアウト
- ② 避難所運営 ～ 職員の役割、準備する物品、感染症対策
- ③ 避難所の廃止 ～ 避難所の撤収・復旧

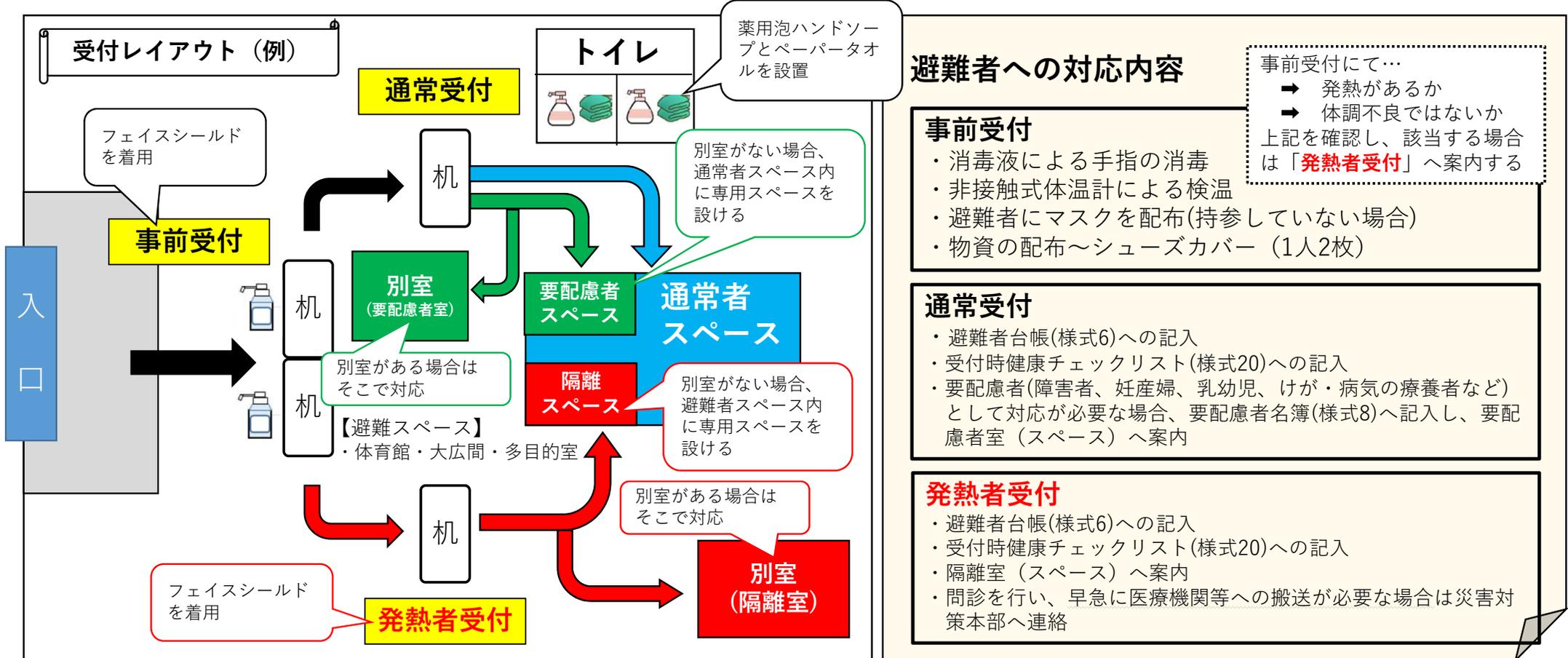
II. 避難所の開設

(1) 避難所となる施設の管理者へ連絡および職員の派遣



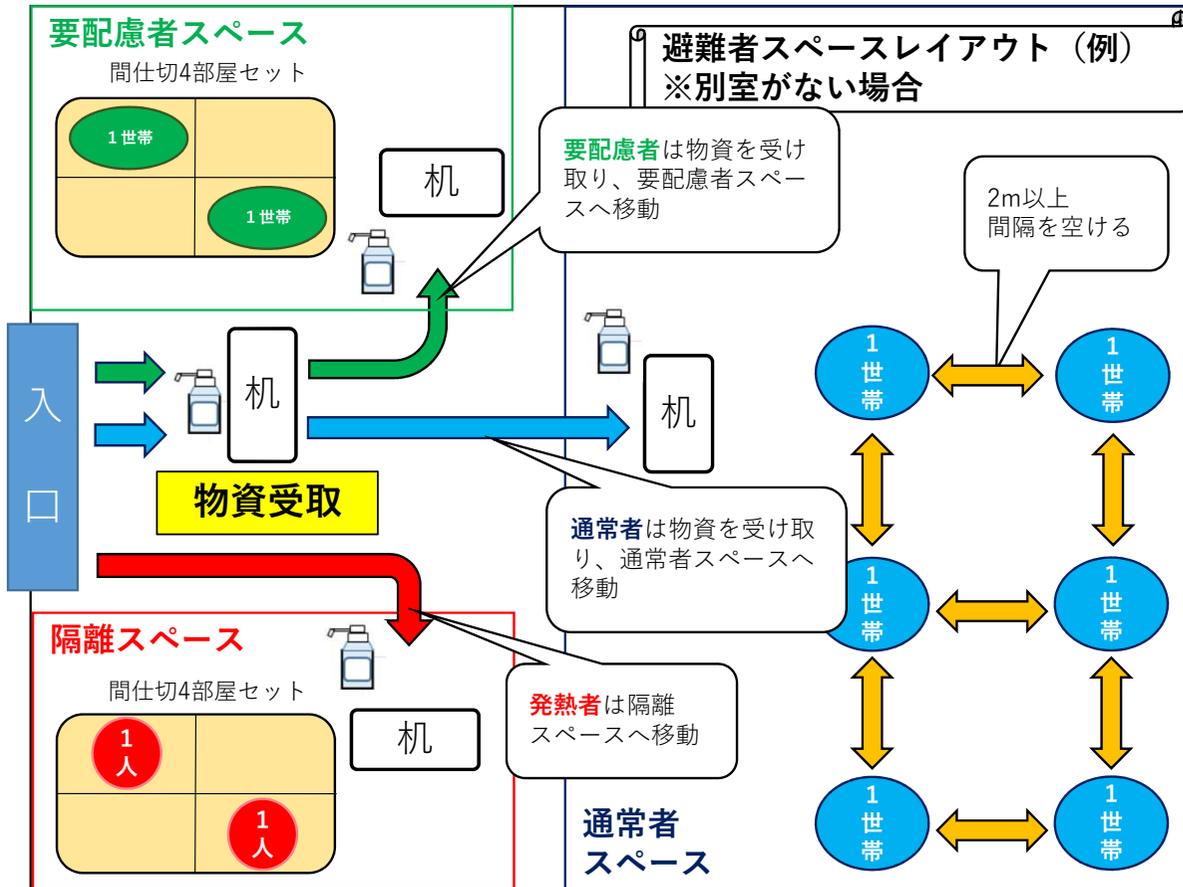
II. 避難所の開設

(2) 避難者の受付～避難スペースへの案内



II. 避難所の開設

(3) 避難スペースのレイアウト



避難者への対応内容

物資受取

- ・ 消毒液による手指の消毒
- ・ 物資の配布
「毛布(1人1枚)」
「コンパクトブランケット(1人1枚)」
「使い捨て手袋(1人2枚)」
「ウェットティッシュ(1人1個)」

隔離スペース

- ・ 立ち入る際の服装
「フェイスシールド」「防護服」「使い捨て手袋」
「シューズカバー」
- ・ 設置するもの(1部屋ごと)
「ダンボールベッド」「カセットガスストーブ(ボンベ含む)」
「毛布」「コンパクトブランケット」

要配慮者スペース

- ・ 設置するもの(1部屋ごと)
「ダンボールベッド」「カセットガスストーブ(ボンベ含む)」

Ⅲ. 避難所の運営

(1) 避難所に派遣された職員の役割

- 避難者の受入（受付～避難スペースまでの案内）
- 避難者数の把握
- 食料・物資の配給および配布数の把握
- 災害対策本部へ状況報告（概ね3時間おきに）
 - ➔ 避難者数（男・女ごと）
 - ➔ 避難者からの要望
 - ➔ その他、報告が必要な事項
 - ※ 感染症の疑い、体調不良、怪我をしている避難者がいる場合
 - ※ 立地する避難所において災害の危険性がある場合

Ⅲ. 避難所の運営

(2) 準備するもの①

物品名	数量	用途・使用場所	備考
机	5台	受付4、避難者スペース1	施設にあるものを利用
非接触式体温計	1台	受付1	防災備蓄品
手指消毒液	6本	事前受付2、物資受取1、通常者スペース1、発熱者スペース1、要配慮者スペース1	防災備蓄品
薬用泡ハンドソープ	2本	男女トイレに1本ずつ	防災備蓄品
ペーパータオル	2箱	男女トイレに1本ずつ	防災備蓄品
フェイスシールド	4個	事前受付担当1、発熱者受付担当1、発熱者スペース担当2	防災備蓄品
間仕切4部屋セット	2台	発熱者スペース1、要配慮者スペース1	防災備蓄品
ダンボールベッド	8個	発熱者スペース4、要配慮者スペース4	防災備蓄品
カセットガストーブ	8台	発熱者スペース4、要配慮者スペース4 (季節に応じて使用可否を判断)	防災備蓄品

Ⅲ. 避難所の運営

(2) 準備するもの②

物品名	数量	用途・使用場所	備考
防護服	2着	発熱者スペース担当2	防災備蓄品
使い捨て手袋	2箱	物資受取で避難者へ配布（1人2枚） 発熱者スペース担当も使用	1箱100枚入り、防災備蓄品
シューズカバー	2箱	事前受付にて避難者へ配布（1人2枚） 避難所担当者も着用	1箱100枚入り、防災備蓄品
医療用マスク	2箱	事前受付にて避難者へ配布（1人1枚） （持参していない場合）	1箱50枚入り、防災備蓄品
毛布	5箱	物資受取にて避難者へ配布（1人1枚） 発熱者スペースにも置いておく	1箱10枚入り、防災備蓄品
コンパクトブランケット	1箱	物資受取にて避難者へ配布（1人1枚） 発熱者スペースにも置いておく	1箱60枚入り、防災備蓄品
ウェットティッシュ	1箱	物資受取にて避難者へ配布（1人1枚） ドアノブや取っ手の消毒にも使用	1箱200個入り、防災備蓄品
カセットガスボンベ	2箱	発熱者スペース1、要配慮者スペース1	1箱50本入り、防災備蓄品
避難所運営マニュアル 他	1式	マニュアルは各避難所に保管している	様式や筆記道具は災害対策本部から配布

Ⅲ. 避難所の運営

(3) 感染症対策

1. 職員の健康管理

避難所運営に携わる職員は、各自の健康状態（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）を確認し、症状が出た場合、健康状態に問題のない他のスタッフと交代する

2. 避難者の健康状態確認

避難者の健康状態（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）を定期的に確認する

3. 避難所内の衛生管理

- 避難者や職員は、咳エチケットを徹底し、頻繁に手洗いや手指消毒を行う
- 共用部分の取っ手やドアノブなどの消毒を行う
- 避難所内の換気を行うこと（30分に1回以上、数分間、窓を全開にする）

IV. 避難所の撤収

(1) 避難所の撤収と復旧

1. 避難所内の片付け

災害対策本部から避難所の撤収について連絡がきたら、避難所内の片付けを行う

2. 食料・物資の在庫数確認

使用された食料や物資の種類、数量を確認し、災害対策本部へ報告する

3. 各種書類の提出

避難所被害等チェックシート（様式1）、避難者台帳（様式6）、要配慮者名簿（様式8）、受付時健康チェックリスト（様式20）を災害対策本部へ提出する

4. 食料・物資およびゴミの引き渡し

使用されなかった食料や物資、避難所内で生じたゴミを回収し、災害対策本部へ引き渡す。